

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年11月29日)

- 1 航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2（仮称）への機種変更等に係る国への回答等について 【企画課】・・・1ページ
- 2 知事会議の概要について 【企画課】・・・3ページ
- 3 第12回関西広域連合委員会の概要について 【企画課】・・・15ページ
- 4 第7回新生公立鳥取環境大学設立協議会及び第2回新生公立鳥取環境大学経営・教育研究審議会準備部会合同会議の開催状況について
【新生公立大学設立準備室】・・・別紙
- 5 「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」に係るパブリックコメント実施結果について【男女共同参画推進課】・・・16ページ
- 6 次期中山間地域対策検討懇談会における検討状況について
【中山間振興・定住促進課】・・・18ページ

企 画 部

航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称)への機種変更等
に係る国への回答等について

平成23年11月29日

企 画 課

航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称)への機種変更等について、県議会全員協議会においてご議論いただき、その結果を踏まえ、国に了承の旨の回答及び要望をしたところですが、その後の経過及び状況は次のとおりです。

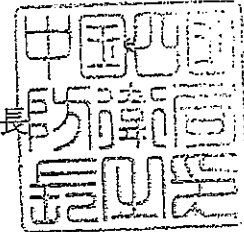
| 県議会全員協議会以後の経過と状況 | |
|------------------|---|
| 10月28日(金) | <p>県議会全員協議会において、地元両市(米子市及び境港市)の意見を踏まえた県の回答案等を説明。</p> <p>知事は、県議会でご議論いただいた結果を踏まえ、了承に併せて要望を行う所存であることを表明。</p> |
| 11月2日(水) | <p>防衛省において、知事が、渡辺防衛副大臣に了承する旨を回答するとともに、県議会及び地元両市の意見を踏まえた要望の実現等について強く要請。</p> <p>渡辺副大臣は、要望について、基本的に了解であり、実現するよう誠意をもって対応すると回答。</p> |
| | <p>知事による渡辺副大臣への回答及び要請終了後、中国四国防衛局に回答を手交するとともに、要望に対する国の見解を文書により回答するよう要請。</p> <p>加えて、美保基地において今後発注される次期輸送機配備に伴う関連施設整備について、地元企業参入に係る配慮をするよう依頼。</p> |
| 11月21日(月) | <p>国は、県の要望に対する見解を、11月18日付けで、文書により回答。(別添のとおり)</p> <p>各県議会議員に国からの回答内容をファクシミリで報告。</p> |
| 11月22日(火) | <p>地元両市に国の回答内容を文書により報告。</p> |
| 11月29日(火) | <p>企画県土警察常任委員会に県議会全員協議会説明後の経過と状況を報告。</p> |



中防第5213号
23.11.18

鳥取県知事 殿

中国四国防衛局長



航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2への機種変更等について
(回答)

航空自衛隊美保基地（以下「美保基地」という。）の運用につきましては、平素より多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴県から御要望のありました自衛隊航空機の安全運航につきましては、今後とも万全を期すとともに、周辺環境の整備及び地域振興につきましては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、境港市及び米子市の御要望を踏まえつつ、引き続き誠意をもって対処してまいります。

また、美保基地におけるC-2への機種変更は、航空輸送を中心とした業務を行う同基地の位置付け・性格に変更を加えるものではありません。

その他の関連文書による貴県からの御要望につきましても、地元自治体の意見を十分に伺い、最大限の配慮をしてまいります。

今後とも、美保基地の安定的な運用の確保に関し、貴職のより一層の御理解と御協力を賜るようお願い申し上げます。

関連文書：第201100121070号（平成23年11月2日）

知事会議の概要について

平成23年11月29日
企 画 課

1 中国地方知事会議（10月26日開催）

10月26日（水）、広島県廿日市市内で開催された平成23年度中国地方知事会第2回知事会議の概要は、次のとおりです。

(1) 以下の項目について意見交換を行い、共同アピールを採択した。

- 地域主権改革の断行について
- 原子力発電の安全確保対策等について
- 環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加について
- 地方税財源の充実について
- 社会資本等の基盤整備の着実な推進について
- 地域医療の確保について

(2) 大規模広域的災害に対する中国地方5県の広域支援体制強化及び四国ブロックとの連携強化について、以下のとおり合意した。

○中国地方5県の広域支援体制強化

- ・発災当初の対応として、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を導入し、被災地ニーズに応じた迅速な支援を実施する。
- ・被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、中国5県広域支援本部を設置し、各県等との調整に当たる。

○四国ブロックとの連携強化

- ・中国・四国ブロックが一体となったカウンターパート制を導入する。
- ・四国ブロックにも広域支援本部を設置し、広域支援本部間で情報を共有し、連携・調整を図る。

※11月21日（月）、「大規模広域的災害発生時の中国5県の広域支援体制に関する基本合意書」及び「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を締結した。

(3) 国出先機関廃止に係る中国地方の広域的实施体制の検討について、以下のとおり合意した。

- 国の出先機関廃止の議論がこれから進んでいく中、中国地方としての受け皿体制を検討し、いつでも対応できるよう準備を進めておく。
- 中国地方知事会としての姿勢をしっかりと打ち出していくため、広域連合を念頭において、広域的实施体制の検討を事務レベル（検討組織を設置）で進めることとする。

(4) 地域医療確保対策について、平井知事が看護教員養成講習会の中国地方での共同実施について提案を行い、今後事務レベルで手法、内容を詰めていくこととした。

2 中国地域発展推進会議（10月26日開催）

10月26日（水）、広島県廿日市市内で開催された平成23年度第2回中国地域発展推進会議の概要は、次のとおりです。

(1) インバウンド観光振興について、中国など東アジアからの誘客等に主眼を置き、中国地方の知名度アップの共同キャンペーン実施など、広域での取組を深めていくことで合意した。

- (2) 温暖化対策について、温暖化防止の統一キャンペーンなど、引き続き各県と経済団体との連携により、施策ごとの効果を見極めながら、来年度以降も継続実施していくことで合意した。

3 近畿ブロック知事会議（11月11日開催）

11月11日（金）、奈良市内で開催された近畿ブロック知事会議の概要は、次のとおりです。

- (1) 次の項目について意見交換を行い、今後の方向性について合意した。

- ア 原子力発電所における安全対策の強化について
○原子力発電所の安全確保について、原子力発電所の立地県、周辺府県の事情に配慮しながら、国に対し要望することで合意した。
- イ 広域インフラの整備促進について
○日本全体の発展及び高速道路のリダンダンシー確保に必要となる新名神高速道路や鳥取豊岡宮津自動車道の全線早期整備について、国に対し要望することで合意した。
- ウ 文化事業の推進について
○古事記に関する本県ゆかりの地を紹介し、文化に関するイベントについて、事業主体府県が各府県に情報提供や連携を働きかけることで合意した。
○来年、本県で開催される国際まんがサミット日本大会について紹介し、積極的な参加や協力についてお願いした。
- エ 食品中の放射性物質の規制について
○放射性物質の検査体制の確立など食品の安全・安心の確保について、国に対し提案することで合意した。また、本県農産物の関西市場での価格低下などに見られる風評連鎖被害の状況について報告し、一種の社会問題として共通の認識を持つ必要があることを説明した。
- オ 平成24年度以降の子どもに対する手当制度について
○平成24年度以降の子どもに対する手当について、地方に負担を転嫁することなく、全額国費で賄うことなどについて、国に対し意見することで合意した。
- カ 各種基金事業の終了後の財源確保について
○平成23年度で終了する「妊婦健康診査」や「雇用対策」などの基金事業のうち、継続的な取組が必要な事業について、恒久的な財源確保を国に対し要望することで合意した。
- キ 国家公務員給与削減に伴う地方交付税等の減額について
○東日本大震災の復興財源確保のための国家公務員給与削減に合わせ、地方交付税などの削減を通じて地方公務員の給与に同様の削減を求める動きがあることに對し、地方公務員の給与は、従来どおり、地方が主体的に給与を決定できるよう措置すべきであることを国に対し意見することで合意した。
- ク TPP協定交渉に関する緊急提言
○TPP協定に係る議論に對し、「TPP参加の影響等に関する情報提供」「国民的議論の展開」「農林水産業の目標の明確化」を十分に踏まえて慎重に検討を行うよう、国に対し強く求めることで合意した。

- (2) 来春の近畿ブロック知事会議について、平井知事が開催予定県として挨拶し、各府県知事に参加を呼びかけた。

地域主権改革の断行について

政府は、地域主権改革を「一丁目一番地」の政策であるとして、この国の在り方を改めると高らかに宣言し、昨年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱では、「明治以来の中央集権体質からの脱却」などの崇高な理念を示し、地方としても、政治主導により、大綱に掲げる方針が着実に実行されるよう期待したところである。

しかしながら、これまで「国と地方の協議の場」の法制化など、一定の進捗は認められるものの、地域主権改革に係る多くの課題は山積されたままであり、いまだ先が見通せない状況にある。

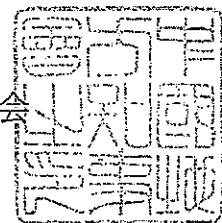
特に、大綱の柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、関係省庁の抵抗により、「アクション・プラン」において事務・権限移譲の基本とされた広域的実施体制に係る制度・人員移管等の枠組みや移譲対象出先機関に係る中間取りまとめが先送りされるとともに、ハローワークや直轄道路・直轄河川等の移管についても地方からの提案・要請に対する真摯な姿勢が見られないなど、地方としては改革の停滞・後退を懸念せざるを得ない。

こうした状況の中、野田総理は、先日開催された地域主権戦略会議において、国の出先機関改革について、来年の通常国会に係法案の提出を行うことを明言し、さらに、閣僚懇談会において、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の一つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜く覚悟を示した。

政府においては、国民に約束した地域主権改革の原点に立ち返り、真の分権型社会の実現のため、総理自らが表明したとおり、政治のリーダーシップを発揮して、出先機関の原則廃止をはじめとする地域主権改革の諸課題について、断固たる決意のもと実行するよう強く要請する。

平成23年10月26日

中国地方知事会



| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

原子力発電の安全確保対策等について

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生後7か月余りを経過しているが、いまだ収束に至らず、避難住民は不安定な生活を強いられ、我が国全体の国民生活や経済にも深刻な影響をもたらしている。

国において、当該原発事故の早期収束を図るとともに、事故原因の徹底究明や原子力施設の安全確保など、国民の安全な暮らしの回復に向けた対策がとられるよう、次の事項について強く要請する。

1 原子力発電所の安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所の事故原因を速やかに徹底究明し、新たな知見に基づき安全基準の抜本的な見直しを行い、原子力施設の安全確保のために必要な対策を早急を実施すること。
- (2) その際、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。
- (3) 原子力安全庁（仮称）の設置に当たっては、単に経済産業省から分離するだけでなく、これまでの原子力安全規制体制の問題点を十分検証し、独立性・透明性の確保された、国民の理解が得られる規制体制を確立すること。

2 原子力防災対策の充実

- (1) 今回の事故における避難区域等が拡大されたことから、地域住民の不安が高まっており、事故発生時の住民の安全をどのような体制で確保するのか、国が責任を持って明確に示すこと。
- (2) 事故の想定、EPZの範囲、オフサイトセンターの代替施設、複合災害の想定など、防災指針、防災基本計画の見直しを早急に行うこと。また、関係隣接県の取扱いの広範囲化を図るとともに、関係自治体が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うこと。
- (3) 県境を越える広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること。
- (4) 災害に強い情報通信手段の整備を進めるとともに、モニタリングポストやSPEEDI端末の全国的な整備・活用を進めること。あわせて、SPEEDIの計算範囲を拡大し、原子力災害が発生した場合に被害が及ぶおそれのある全地域が配信図形に反映されるようにすること。
- (5) 国は、緊急時モニタリング機器など原子力防災対策に必要となる資機材等を自治体が整備する場合の財政支援を行うとともに、広域的な支援のため国においても整備・備蓄を行うこと。
また、緊急時モニタリング調査実施に必要な費用について、適切に措置すること。
- (6) 国は、関係隣接県等に対しても被ばく医療機関の整備や被ばく医療の専門的な知識を有する人材の養成を含め、原子力災害に対応する医療体制の整備に必要な費用について財政支援を行うこと。

3 放射性物質を含む廃棄物等に対する安全対策

- (1) 汚染された稲わら・堆肥など放射性物質を含む廃棄物等について、

安全な取扱・管理方法を明示するとともに、その管理に必要な費用について財政支援を行うこと。

(2) 処分施設については、国の責任において、整備・管理すること。

4 農業に対する風評被害対策等

(1) 国産牛肉に対する消費者の不安を払拭し、風評被害の拡大を防ぐため、国の責任により、牛肉の放射性物質検査など、地域の実情に応じた必要な措置を講じること。

さらに、消費者への情報の公表基準の統一化を図り、適切で正確な情報提供を行うこと。

(2) 農産物等の放射性物質検査について人的支援を行うとともに、既に自主的な検査を実施している自治体に財政支援を行うこと。

(3) 出荷自粛等となった生産者に対して、完全で速やかな損害賠償が円滑になされるよう、国として最大限の支援を行うこと。また、その間の営農継続に必要な無利子融資制度等を創設すること。

(4) 農産物等の風評被害が広範囲に及び風評被害による間接被害が発生している実態について、原子力損害賠償紛争審査会で調査・検討し、対象となる被害の範囲を拡大すること。

5 避難住民の健康対策

原発事故によって避難を余儀なくされた住民の健康への不安を払拭するため、避難住民が避難先の身近な所で内部被ばく線量検査の受診や保健所等による相談ができるようにするなど、国において財政措置等必要な対策を行うこと。

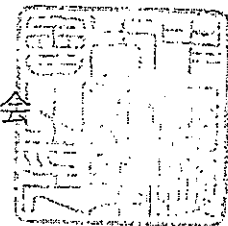
6 国民への十分な説明

(1) 国民の原子力発電に対する不安等にこたえるため、福島第一原子力発電所事故について国民が抱いている様々な疑問点について、国から明確に分かりやすく説明すること。

(2) 低線量被ばく等に関し、国民の不安が増大しており、国民へ科学的根拠を示しながら、繰り返し丁寧に説明すること。

平成23年10月26日

中国地方知事会



| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加について

環太平洋経済連携協定（TPP）について、野田総理大臣は、平成23年9月13日の所信表明演説において「しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出す」と言及するとともに、同年10月17日の記者会見において「アジア太平洋地域はこれからの経済成長のエンジンとなり、高いレベルの経済連携は日本にとってプラスとなる」と交渉参加に前向きな考えを表明しているところである。

中国地方知事会では、昨年11月の共同アピールにおいて「関係国との協議を進めるに当たっては、農業経営や農業が果たしている多面的機能に与える影響にも配慮するとともに、十分な国民的議論を経て決定すること」を要請し、今年8月の国の施策に関する提案においても「TPPをはじめとするEPA・FTAへの参加交渉に当たっては、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること」を求めたところである。

現在、政府・与党では、経済連携に関する会合が開催され、TPPの交渉参加について本格的な議論が行われているようであるが、TPPに参加することの有用性や、農業分野のみならずサービス・政府調達・労働など様々な分野に及ぶ影響について、国民に対する正確かつ具体的な説明が十分に行われておらず、国民的議論が進んでいるとは言い難い状況にある。

このような中で、11月12日に米国で開催されるAPEC首脳会議において、TPPに関する議論が行われることが想定されることから、次の事項について強く要請する。

1 TPPの交渉参加に係る国民的議論

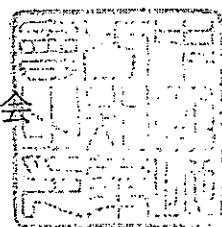
TPPの交渉参加の是非については、早急に国民に対し正確かつ具体的な情報の提供を行うとともに、地方の農林水産業者や商工業者などの意見もしっかりと聴き、十分な国民的議論を行った上で判断すること。

2 着実な農林水産業対策の実施

農林水産業は地方の基幹産業であり、洪水防止や水源涵養など多面的機能も有することから、将来にわたり持続的な発展を図る必要がある。特に中山間地域を多く抱える中国地方においては、農業・農村の再生・強化が喫緊の課題となっており、こうした地域の実情を踏まえ、国において、安定した財源の確保を図り、具体的・計画的な対策を講じること。

平成23年10月26日

中国地方知事会



| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

地方税財源の充実について

平成 23 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、平成 22 年度に比べて 0.5 兆円増額され、また一般財源総額については、前年度 0.1 兆円増の 59.5 兆円が措置されることとなった。

しかしながら、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていない上、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題解決には不十分であると言わざるを得ない。

また、社会保障と税の一体改革については、東日本大震災からの復興・復旧、歴史的な円高など喫緊に対応すべき様々な課題が山積する中、社会保障・税一体改革成案が決定されたものの、今後の方向性や進め方についてはいまだ具体的な前進を見ないところである。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 三位一体改革による地方交付税の不合理な削減分を復元するとともに、平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

(2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

さらに、来年度予算編成に当たり、これまで地方が国に先んじて行ってきた行革努力など地方の実情に十分配慮し、一方的な交付税削減等を行わないこと。

(3) 地域自主戦略交付金については、平成 24 年度に係る配分方法や総額など制度の全体を速やかに示すとともに、客観的指標を用いた算定において、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域等への配慮を盛り込み、密接に関連する社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金と併せて、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保すること。

また、対象となる投資的補助金を引き続き拡大するとともに、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、地方の自由度向上につながるよう補助金等適正化法の適用除外とすることに加え、将来的には交付金相当額を税源移譲等により、一般財源化すること。

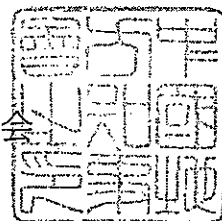
- (4) 国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成23年度中とされているものもあるが、依然として厳しい雇用情勢が続いており、かつ福祉・介護分野や林業・木材分野など基金需要が拡大している分野もあることから、事業期間の延長や、緊急雇用対策基金をはじめとした所要の基金総額の引き上げ、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組を可能とする要件の見直しなど、地方の実情を踏まえ、制度の見直しを図ること。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障と税の一体改革について、国と地方の協議の場において開かれた議論を速やかに開始し、地方の意見を十分に踏まえたものとする。
- (2) 社会保障4経費に限定することなく、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、社会保障全体を見据えた国と地方の制度全体の在り方を明確に示した上で、安定財源確保に向けた議論を行うこと。
- (3) 地方は、極めて厳しい財政状況の下、国を大幅に上回る職員数の削減や独自の給与カットなど徹底した行財政改革により、社会保障制度を支えてきた。国民に新たな負担を求める前提として、まず国において出先機関の廃止など徹底した行財政改革を行うこと。

平成23年10月26日

中国地方知事会



| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

社会資本等の基盤整備の着実な推進について

先の東日本大震災においては、高速道路をはじめとする道路が、住民避難や物資輸送を支え、災害時に果たす役割の大きさが改めて認識された。また、港湾施設についても、物流ネットワークにおける代替機能の重要性が再認識されたところである。

大型台風や近年多発するゲリラ豪雨などの災害から、国民の生命・財産を守るためには、河川・砂防施設等の整備も着実に進めていく必要がある。

このような状況下において、公共事業に関する平成 24 年度概算要求については、人件費など義務的経費を除く政策経費を一律 10% 削減することが求められており、「日本再生重点化措置」による復元がなされなければ、公共事業関係予算は、3 年間で 30% 余りも削減されることになる。

こうした公共事業関係予算の度重なる削減は、地方における真に必要な社会資本整備を大きく遅らせることになり、断じて許容できるものではない。

災害に強い国土形成とそれぞれの地域特性を生かした基盤整備が、我が国の再生と発展のために極めて重要であることから、高速道路ネットワークや河川・砂防施設等の防災対策をはじめとする社会資本等の基盤整備に向け、次の事項について強く要請する。

1 社会資本等基盤整備予算の確保

(1) 平成 24 年度の予算編成に当たり、将来に向けた国民の安全・安心を早期に確立するとの強い決意の下、高速道路のミッシングリンク解消や物流拠点となる港湾の機能強化、大規模災害に備えた防災・減災対策などの予算は、「日本再生重点化措置」などにより必要額を確保すること。

また、その配分に当たっては社会資本整備の遅れた地域や財政力の弱い自治体に十分配慮すること。

(2) 農業農村整備関係予算については、平成 23 年度においても、平成 22 年度に大幅に削減された水準のままであり、食料自給率向上、地域特性に応じた戦略的な産地振興や災害に強い基盤整備などの観点から、農業生産基盤整備事業や農地防災事業などの計画的な推進に必要な予算枠を確保するなど、格段の措置を

講じること。

2 高速道路ネットワークの早期整備

先の東日本大震災の教訓を生かし、災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路ネットワークは、国が国家戦略として、その責任において、早期にかつ優先的に全線を整備すること。

特に、極めて整備が遅れている山陰道については、山陽道や中国道と一体となったダブルネットワークを構築するため、未着手区間の早期の事業着手とともに、事業中区間の一層の整備促進を図ること。

3 安全・安心で災害に強い道路の整備促進

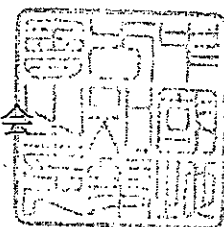
道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時にその本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

4 水害や土砂災害対策の推進

災害を受けやすい我が国の国土条件下において安全・安心の確保は、住み慣れた地域での生活を営む上での大前提である。近年のゲリラ豪雨の多発等により、地域住民の不安は一層高まっていることから、水害や土砂災害への対策を更に推進すること。

平成23年10月26日

中国地方知事会



| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

地域医療の確保について

近年、医師や看護職員不足を背景に地域医療体制は危機的状況にあり、中山間地域や離島の医療体制の確保はもとより、圏域の中核的な地域においても、救急医療や周産期医療などの医療体制の確保が喫緊の課題となっている。

住民が地域で安心して生活するためには、医療体制の確保が必須であり、総合的な医師確保対策の更なる強化と、看護職員確保対策の充実が必要である。

地域の実情に応じた実効性のある対策が実施されるよう、次の事項について強く要請する。

1 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、医学部入学定員枠の拡大に柔軟に対応すること。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導する仕組みを構築すること。
- (4) 地域で実施する医師確保対策や医師養成対策について、必要な財源措置を行うなど支援の充実を図ること。
- (5) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

2 医師・看護職員を支える環境づくり

- (1) 救急勤務医支援事業や産科医等確保支援事業による勤務医への手当支給に加え、医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状や医療機関毎の役割等について、国民への広報・啓発を強化すること。

3 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とする定員枠の設定を認めること。

4 地域医療支援センターの整備・運営

地域医療支援センター運営事業に取り組むすべての都道府県で、国庫補助事業が活用できるように必要な予算額を確保すること。

5 奨学金制度の運営

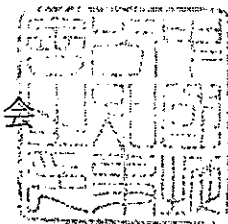
大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

6 地域医療再生基金の継続

地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備など、地域医療再生基金を活用した取組を継続して実施する必要がある。平成26年度以降も地域医療再生基金の継続など、引き続き財政措置を講じること。

平成23年10月26日

中国地方知事会



| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘 |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦 |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成 |

第12回関西広域連合委員会の概要について

平成23年11月29日
企 画 課

10月27日(木)、大阪市内で開催された第12回関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

(1) 今冬の電力供給状況等について

- 関西電力香川副社長及び長尾近畿地方経済産業局長から今冬の電力需給状況等の説明があった。
- 今冬の節電については、以下の事項について合意し、政府に対して意見書を提出することとした。
 - ①当面10%程度の節電を目指し、国、関西広域連合及び関西電力で整合性をとること。
 - ②産業界の活動等に配慮すること。
 - ③逼迫時における取組を協議の上、住民、事業者の説明すること。

(2) 国出先機関対策について

- 10月の地域主権戦略会議等、この間の国の動き(関連法案を平成24年通常国会に提出したいと野田首相が明言するなど)の報告があった。
- 橋下国出先機関対策委員長の後任として、嘉田委員が選任された。

(3) 平成24年度の主な取組について

- 主な事業を基に、今後、分野担当事務局ごとに予算案を整理調整する方針を確認した。
- 広域観光・文化振興のKANSAIブランドの構築に山陰海岸ジオパークを含めるなど、山陰海岸ジオパークを主要な取組として予算編成を行うことを確認した。

(4) 鳥取県の広域産業振興分野への参加について

- 広域産業振興分野に平成24年度から鳥取県も追加参加する意向であることを平井知事が報告し、関西広域連合規約の改定に向けた各府県調整をお願いした。

(5) TPPに関する緊急提言について

- TPP協定に係る議論に関し、以下を踏まえた緊急提言を関係省庁へ提案することを合意した。
 - ①TPP参加の影響等に関する情報提供
 - ②農林水産業の目標の明確化
 - ③農林水産業への施策展開の強化
 - ④国民的議論の展開

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」に係るパブリックコメント実施結果について

平成23年11月29日
男女共同参画推進課

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」について実施したパブリックコメントの概要は、以下のとおりでした。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間 平成23年8月29日から9月28日まで

(2) 周知方法

ホームページ、新聞・県政だよりへの掲載、県民課・各総合事務所及び市町村窓口への配架、関係団体への資料送付

(3) 意見の提出状況

①提出者数 6名(応募フォーム 1件、電子メール 2件、ファクシミリ 3件)

②意見の数 15件(うち同意見で重複するもの2件)

2 主な意見内容と対応方針

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

| 重点目標 | 意見 (いただいた御意見を要約して記載しています) | 対応方針 |
|-------------------------------|--|--|
| テーマA全体 | 男女共同参画社会を定着するため、意識改革の取組を実現してほしい。そのための広報・学習機会の地道な活動を充実してほしい。男女の固定的性別役割分担意識の改革を充実してほしい。 | 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに自立し、生き方を考え多様な選択ができるよう、学習機会を提供し、男女共同参画意識の育成を図っていくこととしています。 また、男女共同参画の理解を促進するため、様々なメディアを活用し、あらゆる層に対し広報・啓発を進めていきます。 |
| 1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画 | ○男女共同参画人材バンク (1)の〔主な取組〕に記載されているが、やや理解しづらいので、説明または参考資料があればよい。 | 男女共同参画人材バンクについて、説明を追記します。 【意見を反映】 |
| 2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実 | ○学校教育、社会教育における女性の視点からの法教育 災害が起こった場合、戸籍や登記など様々な問題に対応しなくてはならず、基本的法律を知っている必要があり、特に相続など女性に不利であることを認識すべきである。老若男女が人間として生きる権利を自覚し共通認識して初めて男女共同参画社会が作れるはずで、その基本は法を知ることである。 | 女性が社会のあらゆる活動に参画できるよう学習機会を充実することとしており、生涯学習講座の中で法律に関連する講座等についても検討します。 |
| 3 男性や子どもにとっての男女共同参画 | ○子どもの頃からの男女共同参画 (3)の〔主な取組〕で、「男女共同参画教育」でなく「男女共生教育」としているのはどのような理由か。「共生」の場合、共に協力する、できることを相手のことを考えつつ協力しあう、という意味が強く、固定的性別役割分担意識を乗り越えて共同参画をする、という意味合いが薄くなるのではと懸念する。「男女共同参画教育」にする方がよい。 | 本県では、人権尊重の視点に立って男女平等意識の確立を図るため、あらゆる場面で男女の人権が尊重される教育を「男女共生教育」として推進しています。 「鳥取県人権教育基本方針」でも、学校教育において児童生徒が性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を主体的に選択できるよう一人一人の進路保障を図り、すべての教育活動において、性別役割分担意識を隠れたメッセージとして児童生徒に伝えていないか、絶えず点検し見直すこととしています。 |

| 重点目標 | 意見 (いただいた御意見を要約して記載しています) | 対応方針 |
|-------------------------|---|--|
| 4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進 | ○防災・復興分野における男女共同参画の推進 「審議会等以外の場で女性の意見を聞く」ということだけではなく、[主な取組]に地域防災計画を立てる「審議会等への女性の参画」を明記してほしい。 | 防災・復興計画の策定を検討する附属機関である防災会議など、意思決定の場への女性の参画については、施策の基本的方向に記載しています。より明確にするため、主な取組にも追記します。 【意見を反映】 |

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

| 重点目標 | 意見 (いただいた御意見を要約して記載しています) | 対応方針 |
|-------------------------|---|--|
| 5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり | ○女性の就業支援 育児休業取得者向けの職場復帰に向けた事前ヒアリングや研修の実施、休業直前の職場への復帰、出産等による退職者の再雇用など、きめ細かな支援が重要である。女性自身の就労に対する意欲、キャリアを高める努力も求められる。 | 企業の経営者等に育児・介護休業法を理解してもらうよう、社内で男女共同参画をすすめるための意識啓発や情報発信等を行うこととしています。 また、女性労働者の職業能力向上を図るため、知識や技術の習得への支援や意識啓発を行うこととしています。 |

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

| 重点目標 | 意見 (いただいた御意見を要約して記載しています) | 対応方針 |
|--------------------|---|---|
| 9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 | ○DV対策 配偶者暴力問題は、男性が被害者となるケースも深刻であるため、エスカレートする前に相談等できる体制が必要ではないか。 また、トラブルを暴力沙汰に発展させないため、感情の発露をすぐ暴力につなげないための対話の教育も重要である。 | 男女を問わず被害者が安心して相談できる体制を充実するため、DV相談支援センターの機能を強化することとしています。 また、DVの被害者・加害者を発生させないため、地域・職場・学校でのDVに関する研修や、中学校・高校における人権教育を実施していきます。 |

<参考資料>

| 項目 | 意見 (いただいた御意見を要約して記載しています) | 対応方針 |
|------|---|---|
| 数値目標 | <p>国の第3次男女共同参画基本計画において、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進をあげていること、2020年30%の目標達成に向けて女性の参画拡大を推進していることから、鳥取県の第3次計画においても国の目標数値を意識すべきである。</p> <p>目標値の考え方に「国の目標と同程度」としているものがあるが、上を目指そうというメッセージが伝わらない。また、県の課長級以上の職の女性割合や、特別支援学校における教頭以上の女性割合など、現状を下回る目標値がある。熱意がある目標を設定してほしい。</p> <p>少なくとも前年度をクリアし、それ以上を目指すのが目標値ではないか。</p> | <p>県の数値目標については、国と同様に実効性のある計画とするため、国が基本計画に掲げている数値目標で、県のデータが把握できる項目については、積極的に追加しています。</p> <p>国の成果目標に準じて設定した目標値のうち、目標値が現状を下回っているのは国の成果目標をすでに上回っているためですが、現状を上回る目標値とするよう検討します。</p> <p>また、民間団体等が主体となって取り組む項目については、目標値を高めるよう働きかけを行います。</p> |

3 今後のスケジュール

平成23年12月 審議会から「第3次鳥取県男女共同参画計画」について知事へ答申
平成24年 2月 県議会へ「第3次鳥取県男女共同参画計画」を附議

次期中山間地域対策検討懇談会における検討状況について

平成23年11月29日

中山間振興・定住促進課

中山間地域振興条例の見直し及び次期中山間地域対策の検討を目的として設置している「次期中山間地域対策検討懇談会」における検討結果について、別添報告書（案）のとおり取りまとめ中ですので、ご報告いたします。

なお、本報告書（案）の内容は、現在、懇談会で最終調整中であり、近々成案としてまとめる予定です。

記

1 懇談会の設置について

平成20年10月の「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の施行から3年が経過することから、これまでの条例及び施策の成果を総合的に検証し、条例見直し及び次期対策について検討を行うための懇談会を平成23年4月に設置。

- (1) 名称 次期中山間地域対策検討懇談会
- (2) 委員 学識経験者、民間代表、行政代表 計21名
- (3) 所掌事務
 - ・ 条例に規定する各条項の内容の検討
 - ・ 次期中山間地域対策として取り組む施策の検討 等
- (4) 専門部会 「地域づくり部会」、「安全・安心部会」の2つの専門部会を設置
- (5) 設置根拠 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例 附則2
「知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」

2 懇談会の開催・検討状況

- ・ 平成23年5月から11月までの間に、全体会2回、地域づくり部会及び安全・安心部会各4回開催。
- ・ 併せて、県議会企画県土警察常任委員会との意見交換を3回（全体会1回、地域づくり部会及び安全・安心部会各1回）実施。
- ・ 主に条例第7条の「重点的に取り組む施策」を中心に検討を進め、次期中山間地域対策として重点的に取り組むべき施策、及び新たに条例に盛り込むべき事項について検討。

3 報告書の主な内容

- (1) 次期対策の重点ポイントと施策展開の方向性
次期中山間地域対策として、特に重点的に取り組むべき「施策の重点ポイント」と、必要と考えられる「施策展開の方向性」を整理し、想定される「施策展開例」を例示。
- (2) 特に重視すべき視点、キーワード
今後の施策展開に当たって、特に重視すべき視点、及び各分野に共通するキーワードについて記載。
- (3) 中山間地域振興条例の見直し
重点的に取り組むべき施策のうち、現行の条例に特段の規定が無い、又は新たなキーワードとなる事項について、条例に反映すべき事項として整理。

4 今後の進め方

- 平成23年12月 市町村からの意見聴取
- ” 鳥取県中山間地域振興推進会議（庁内の推進組織）の開催
- ” → 条例見直し、次期中山間地域対策の方向性について検討・確認
- ” パブリックコメントの実施 → 幅広く県民のご意見をお聞きする。
- 平成24年1月 平成24年度当初予算編成 → 政策戦略重要項目として「中山間地域の振興」を掲げ、各部局で積極的な施策展開を図る。
- 平成24年2月 2月定例県議会に予算案、条例改正案付議

次期中山間地域対策に関する検討結果報告書（案）【概要版】

平成23年11月
次期中山間地域対策検討懇談会

平成23年4月に設置された「次期中山間地域対策検討懇談会」において、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号。以下「条例」という。）」の見直し及び次期中山間地域対策について検討を行ったので、その結果を報告する。

I 次期中山間地域対策の重点ポイントと条例見直し事項

次期中山間地域対策として特に重点的に取り組むべき施策の重点ポイントと、条例に反映すべき事項を、次のとおり整理した。

[安全・安心な生活環境の確保・充実]

- 日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上
- 利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備
- 地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実
- 地域で安心して子育てができる環境の整備・充実
- 地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立
- ◎ 防犯活動、消防防災体制の充実・強化
- ◎ 買い物の機会の確保、利便性の維持・向上

[活力ある地域づくりの推進等]

- 地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築
- 広域的運営組織による地域づくりの推進
- ◎ 中山間地域への移住・定住の促進
- 地域固有の伝統文化の保存・継承
- 販売面における支援体制の強化
- 中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進
- 農林業における雇用創出の仕組みづくり
- ◎ 地域の維持・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進
- ◎ 再生可能エネルギーの導入・利活用の推進
- ◎ 地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興
- 中山間地域の特性を活かした都市部との共生
- ◎ 里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進

※◎印は条例に反映すべき事項

II 特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード

今後の施策展開に当たって特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワードについて、次のとおりまとめた。

- 1 「安全・安心」の確保が急務
- 2 キーワードは「多機能・複合化」
- 3 「支え合い」の力を結集すること
- 4 豊かな「地域資源」を活かすこと
- 5 地域づくりの「主役は地域住民」

1 次期中山間地域対策の重点ポイント

次期対策の重点ポイントのうち、主なものの内容とその施策展開の方向性は以下のとおり。

○日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上

地域住民の日常生活を支える、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保、利便性の向上を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・ 地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実
- ・ 地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた生活交通体系の確立
- ・ 利用者ニーズに合った利便性の高い生活交通サービスの提供
- ・ 自家用有償運送に係る道路運送法上の規制緩和の働きかけ

○地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実

高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域住民の健康の保持・増進、保健医療・福祉サービスの充実や、サポート体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らせるための保健医療・福祉サービスの充実
- ・ 介護予防、健康の保持増進のための啓発活動や支援策の充実
- ・ 高齢者等を地域全体でサポートするための関係機関の連携・協力体制づくり

○地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立

住民同士のつながりを活かして、様々な組織が連携・協力した、高齢者等の見守り活動の推進、見守り体制の確立を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・ 地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制の確立

○防犯活動、消防防災体制の充実・強化

高齢者等の犯罪被害防止、災害・緊急時の支援など、地域における防犯活動の推進、消防防災体制の充実・強化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・ 高齢者等の犯罪被害防止のため関係機関が連携・協力した防犯活動の推進
- ・ 消防防災組織の確立、災害時対策の強化等、地域の消防防災体制の強化
- ・ 災害・緊急時における地域ぐるみでの高齢者等のサポート体制の確立

○買い物の機会の確保、利便性の維持・向上

買い物困難地域における生活必需品等の日常的な買い物機会の確保、利便性の維持・向上を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・ 買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化
- ・ 地域の実態に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進
- ・ 移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進
- ・ 買い物を中心とする多機能の複合拠点づくりの推進

○地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築

集落支援員や地域リーダーを支えるサポートセンター機能の創設と、関係機関等のネットワーク化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・集落支援員等の計画的配置
- ・地域組織のリーダー等を育成するための様々な研修の提供
- ・地域づくりをサポートするセンター機能の設置とネットワークの構築

○広域的運営組織による地域づくりの推進

複数集落にまたがる広域的な運営組織の活動を支援し、新たな単位での地域づくりを推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・広域的運営組織の立ち上げ促進と活動支援
- ・広域的な活動を支援する体制づくり
- ・地域のコミュニケーションの場づくりへの支援

○中山間地域への移住・定住の促進

地域における人口減少を抑制し、集落活動の担い手を確保するため、移住定住者の拡大を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・移住定住に関する相談体制の充実、情報発信の強化
- ・移住定住のための住居確保への支援等、受入体制の強化
- ・農業をはじめとする移住定住者の就労支援の強化

○販売面における支援体制の強化

農林業等の販路拡大や市場性を高めるための支援体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

- ・消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築
- ・生産者が生産しやすい環境づくり
- ・市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現

○地域の維持・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進

地域の維持・発展に貢献するコミュニティビジネスの起業や事業拡大、分野を横断した取組を推進・支援すること。

【施策展開の方向性】

- ・地域の維持・発展に貢献するビジネス（コミュニティビジネス）に対する支援

○再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

豊かな自然環境等を活用した、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

○地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興

グリーンツーリズム等、中山間地域の資源や特性を活かした各種ニューツーリズムの取組を推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・中山間地域の特性を活かしたニューツーリズムの取組の推進
- ・交流事業に関する県内外への効果的な情報発信

○里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進

鳥獣被害対策や農林地保全対策の強化により里山整備を推進すること。

【施策展開の方向性】

- ・有害鳥獣による農作物等への被害防止対策の強化
- ・県民や民間企業等が協働・連携した森林保全対策の推進
- ・集落環境の維持保全の推進・支援

II 特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワード

今後の施策展開に当たって重視すべき視点、各分野に共通するキーワードは以下のとおり。

(1) 「安全・安心」の確保が急務

過疎化・高齢化が進む集落では、集落機能が低下し、集落の維持・存続さえ危ぶまれる地域も存在する。また、サポートの必要な高齢者等が、更に増加することも予想される。

こうした集落の住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすには、交通手段や買い物機会の確保、保健医療・福祉の充実など、「安全・安心な生活環境の確保・充実」が喫緊の課題であり、そのための取組を早急かつ強力に展開する必要がある。

(2) キーワードは「多機能・複合化」

中山間地域においては、単独の事業主体による個別サービスの継続は、採算性、効率性等の面から困難を生じるケースが少なくないため、今後は、いかに分野を越えた複合的な取組を展開できるかが一つのポイントとなる。

限られた資源やマンパワーを有効に活用した、分野を横断した連携・協力や、小規模な事業を組み合わせた複合的なサービス展開、様々な機能を一か所に結集した多機能の拠点施設づくりなど、「多機能・複合化」の取組を推進・支援していく必要がある。

(3) 「支え合い」の力を結集すること

中山間地域の一番の強みは、住民同士のつながりや人と人との絆の強さであり、この「顔の見える関係」による人的パワーを最大限に活かすべきである。

今後の地域づくりにおいては、地域住民はもとより、NPOやボランティア、企業など、様々な主体による「支え合い」を基本に取組を進め、その活動を行政が強力にサポートしていくことが大切である。

(4) 豊かな「地域資源」を活かすこと

中山間地域の魅力は、豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源の存在にあり、加えて、人と人とのふれあいや地域のまとまりの良さも、一つの重要な資源であると言える。

この「地域資源」を十分に活かした地域づくりを行うことが重要であり、様々な分野で、中山間地域ならではの特色のある取組を推進していくことが期待される。

(5) 地域づくりの「主役は地域住民」

中山間地域の振興には、行政や関係機関による支援が不可欠だが、地域づくりの主体は「地域住民」であり、行政主導ではなく、地域自らが考え、地域が主体的に行う取組を行政が支援するという基本的なスタンスを守ることが肝要である。

また、それを担う人材の確保・育成が必須であり、住民自らが地域の良さを再認識し、誇りを持って地域づくりに取り組めるよう、継続的な人材育成を行うことが大切である。

中山間地域振興条例に係る施策展開の方向性



次期中山間地域対策に関する
検討結果報告書
(案)

平成23年11月

次期中山間地域対策検討懇談会

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 生活交通の確保について | 2 |
| 2 情報通信環境の整備について | 4 |
| 3 保健医療・福祉サービスの充実について | 5 |
| 4 子育て環境の整備について | 6 |
| 5 地域の見守り、防犯・防災活動の推進について | 7 |
| 6 買い物弱者支援について | 9 |
| 7 集落機能の維持、集落活動の担い手について | |
| (1) 集落活動の担い手について | 11 |
| (2) 集落機能の維持について | 12 |
| (3) 移住・定住の促進について | 13 |
| 8 伝統文化の継承について | 14 |
| 9 産業の振興について | |
| (1) 生産から販売までの体制強化について | 15 |
| (2) 新たな産業の創出について | 16 |
| (3) 就業の場の確保について | 17 |
| (4) コミュニティビジネスの推進について | 18 |
| (5) 再生可能エネルギーの導入について | 19 |
| 10 他地域との交流促進について | 20 |
| 11 都市部との共生について | 21 |
| 12 公益的機能の維持・増進について | 22 |
| ま と め | 24 |
| (そ の 他) | |
| ○ 中山間地域振興条例に係る施策展開の方向性 | |
| ○ 次期中山間地域対策検討懇談会設置要綱 | |
| ○ 次期中山間地域対策懇談会委員名簿 | |
| ○ 次期中山間地域対策検討懇談会の開催状況 | |

はじめに

次期中山間地域対策検討懇談会（以下「懇談会」という。）では、平成23年5月から11月までの間、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号。以下「条例」という。）」の見直し及び次期中山間地域対策について検討を行ったので、その結果を本報告書のとおり取りまとめ、ここに報告する。

なお、懇談会の概要、報告書の取りまとめ方法等については、以下のとおり。

（1）懇談会の設置について

条例附則2の規定により、これまでの条例及び行政施策の成果を総合的に検証し、条例見直し及び次期中山間地域対策について検討を行うことを目的として、平成23年4月に懇談会が設置された。

また、懇談会での検討内容の更なる掘り下げと充実を図るため、懇談会に「地域づくり部会」、「安全・安心部会」の2つの専門部会が設置された。

（2）懇談会の所掌事務について

懇談会においては、鳥取県の中山間地域の振興に関して、主に次の事項について検討を行うこととされた。

- ・ 条例に規定する各条項の内容に関すること。
- ・ 次期中山間地域対策として取り組む施策に関すること。
- ・ その他中山間地域振興を推進するために必要な事項。

（3）懇談会の開催状況について

懇談会は、5月27日に第1回会議（全体会）を開催した後、11月までに地域づくり部会、安全・安心部会を各4回開催し、各部会の所管事項についてそれぞれ検討を行い、11月17日の全体会において、最終的な検討結果の取りまとめを行った。

また、懇談会の開催と並行して、鳥取県議会企画県土警察常任委員会との意見交換を3回（全体会1回、地域づくり部会、安全・安心部会各1回）行った。

（4）懇談会での検討状況について

懇談会では、主に条例第7条に規定する「重点的に取り組む施策」を中心に検討を進め、第7条の各項目に沿って、次期中山間地域対策として重点的に取り組むべき施策について検討するとともに、新たに条例に盛り込むべき事項について併せて検討を行った。

検討に当たっては、中山間地域の現状や地域が抱える課題等を踏まえ、「平成23年山間集落实態調査」の結果等も参考にしながら、精力的に議論を重ねた。

（5）報告書の取りまとめ方法について

本報告書では、懇談会での検討結果をもとに、条例第7条の「重点的に取り組む施策」の項目に沿って、次期中山間地域対策として特に重点的に取り組むべき施策のポイントを「施策の重点ポイント」として整理した。

更に、「施策の重点ポイント」を踏まえて、必要と考えられる施策の方向性を「施策展開の方向性」としてまとめるとともに、想定される具体的な施策展開案を「施策展開例」として例示した。

また、現行条例に特段の規定が無い事項、及び新たなキーワードとなる事項については、条例に反映すべき事項として、その旨記載した。

1 生活交通の確保について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、人口減少や自家用車の普及等による利用者の減少により、路線バス等の公共交通機関の撤退・縮小が進行し、車を持たない高齢者など、買い物や通院・通学等の日常生活に支障をきたす地域住民が増加している。
- ・一部の地域で共助交通、過疎地有償運送等の新たな運送サービスが提供されているものの、事業の採算性、利用者の利便性等の課題を抱えており、地域住民の日常生活交通の確保、利便性の維持・向上は、中山間地域における喫緊の課題となっている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「日常生活の基盤である生活交通の確保、利便性の向上」

地域住民の日常生活を支える、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保、利便性の向上を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実

共助交通はもとより、過疎地有償運送、乗合バスなど、中山間地域における交通事業は、必ずしも採算の合うものではないため、住民の移動の権利の保障、生活交通を社会全体で支えるとの観点から、更なる公的支援の充実・拡大が必要である。

<施策展開例>

- ・過疎地有償運送等への支援強化
- ・路線バス、乗合タクシー等への支援強化 等

② 地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた生活交通体系の確立

デイサービス送迎車など福祉車両の活用等も含めて、地域に存在する様々な交通資源を有機的に組み合わせて、地域交通の再編・マネジメントを行うことにより、地域の実情に合った持続可能な生活交通体系の確立を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・地域交通の再編・マネジメントの取組への支援
- ・福祉施設等の車両の活用（モデルケースの構築・支援） 等

③ 利用者ニーズに合った利便性の高い生活交通サービスの提供

ドア・ツー・ドアやデマンド型、低料金、路線やダイヤの充実など、生活交通の主要な利用者である高齢者の安全性や利便性に配慮した、利用者ニーズに合ったきめ細かい生活交通サービスの提供を進めていくことが望まれる。

<施策展開例>

- ・高齢者等が利用しやすい新たなサービス提供の検討 等

④ 自家用有償運送に係る道路運送法上の規制緩和の働きかけ

過疎地有償運送をはじめとする自家用有償運送の取組みについて、地域ニーズに即した柔軟なサービス提供が行えるよう、運行主体の意向等を踏まえ、必要に応じて規制緩和等の働きかけを行っていく必要がある。

<施策展開例>

- ・国への規制緩和の要望、特区申請 等
-

2 情報通信環境の整備について

【現状・課題】

- ・近年、全ての市町村でブロードバンド通信環境が整備され、携帯電話の不感地区も大幅に解消されるなど、中山間地域における情報通信環境は着実に改善が図られており、テレビ電話を活用した高齢者の安否確認など、多様な情報通信サービスも展開されてきている。
- ・地域住民の日常生活の利便性向上、災害・緊急時の連絡手段の確保等のために、引き続きその基盤となる情報通信環境の整備を進めるとともに、利便性の高い情報通信サービスの更なる展開を図る必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「利便性の高い情報通信サービスの展開と基盤整備」

高齢者等に配慮した利便性の高い情報通信サービスの展開と、その基盤となる情報通信環境の整備を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 高齢者等の情報弱者の情報通信サービス活用の推進

携帯電話等の情報通信機器の普及、多様なサービス提供が進展する中、高齢者等が情報弱者として取り残されないよう、高齢者向けの機器やサービスを含めて、高齢者が気軽に情報を入手したり、各種情報通信サービスを活用できる環境を整備する必要がある。

<施策展開例>

- ・携帯電話の活用など、高齢者に優しい情報機器の導入
- ・有効な情報提供方法の検討 等

② 日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実

携帯電話等の情報通信機器は、日常生活の利便性の向上、緊急時の連絡手段等として、様々なサービス展開が可能であることから、残された携帯電話不感地区の解消をはじめ、引き続き地域の情報通信基盤の整備・充実を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・携帯電話の利用環境の充実
- ・光ファイバー網や防災無線の整備
- ・災害時等の通信手段の確保 等

3 保健医療・福祉サービスの充実について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、高齢化の進展に伴い、保健医療・福祉サービスへのニーズが高まる一方、地域の病院等のサービス拠点施設の不足、通院のための交通手段の不便さ等の課題を抱え、地域住民の健康の保持・増進に不安が生じている。
- ・更なる高齢化の進展や認知症患者の増加等に対応し、高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域における高齢者のケア体制の強化や、保健医療・福祉サービスの維持充実を図る必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域で健やかに暮らせる保健医療・福祉サービスの充実」

高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域住民の健康の保持・増進、保健医療・福祉サービスの充実や、サポート体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 住み慣れた地域で安心して暮らせるための保健医療・福祉サービスの充実

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症対策の強化、医師・看護師等の確保、在宅サービスの充実、ケア付き住宅の整備など、地域における保健医療・福祉サービスの充実・強化を図る必要がある。

< 施策展開例 >

- ・中山間地域における医師、看護師の確保・育成
- ・往診の拡大等、在宅医療・看護・介護サービスの充実
- ・ケア付き高齢者住宅の検討 等

② 介護予防、健康の保持増進のための啓発活動や支援策の充実

高齢者等が地域で健やかに暮らすためには、介護予防や健康づくり、病気の早期発見が特に重要であり、地域住民の健康の保持・増進のための啓発活動の強化や、検診の推進を強力に進める必要がある。

< 施策展開例 >

- ・認知症の予防対策等の各種啓発活動の充実・強化
- ・各種検診の推進 等

③ 高齢者等を地域全体でサポートするための関係機関の連携・協力体制づくり

独り暮らしの認知症患者や要介護者等、地域の高齢者等を地域全体で支援するためには、地域住民やボランティアによる支え合いも含めて、関係機関の緊密な連携が不可欠であり、そのための協力体制やネットワークの構築を早急に進める必要がある。

< 施策展開例 >

- ・関係機関が連携した見守りネットワークの構築 等

4 子育て環境の整備について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、人口減等に伴う学校や保育施設の統廃合が進み、子どもの通園・通学に係る負担の増大等、地域の教育・子育て環境が悪化しており、それが若い世代の地域への定住を妨げる要因の一つにもなっている。
- ・中山間地域の住民が、地域で安心して子供を生み育てることができるよう、地域における教育・保育環境の整備・充実や、魅力のある子育ての推進を図る必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域で安心して子育てができる環境の整備・充実」

地域で安心して子育てができるよう、教育・保育環境の整備・充実や、地域ぐるみの特色ある子育てを推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域で安心して子育てができるための教育・保育等の環境の整備

中山間地域で安心して子育てができるよう、通園・通学に係る負担の軽減や安全確保、延長保育や放課後教育の充実等の取組みを強化し、地域の教育・保育環境の整備・充実を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・延長保育、放課後教育等の充実
- ・子どもの通園、通学への支援 等

② 地域ぐるみで独自の子育てを行う仕組みや複合拠点づくりの推進

地域住民も参加し、人との触れ合いや地域との結びつきを大切にした、地域ぐるみでの教育・子育てを行うことにより、都市部との差別化を図ることが可能であり、そのための仕組みづくりや、学びや遊びの複合的な拠点づくりを進めていく必要がある。

<施策展開例>

- ・地域ぐるみで行う独自の子育ての取組への支援 等

③ 中山間地域の特性や地域資源を活かした多様な子育ての推進

中山間地域は、豊かな自然環境など、地域の特性や地域資源を活かした多様な子育てを展開する場としての可能性を秘めており、「森のようちえん」のような地域独自の特色ある取組みの拡大が期待される。

<施策展開例>

- ・豊かな自然を活用した保育への支援 等

5 地域の見守り、防犯・防災活動の推進について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、過疎・高齢化の進行等により独居の高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活や災害時対応への不安を抱えており、日常生活の中での見守りや防犯活動の強化、火災や地震など災害発生時の消火・救助体制の確立が課題となっている。
- ・一方、協定締結事業者による見守り活動等の取組みが広がりを見せており、住民や地域の力を活かして、地域の実情に合った見守り・防犯活動や、地域ぐるみでの消防・防災体制づくりを進めることが不可欠となってきている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の見守り活動の推進、見守り体制の確立」

住民同士のつながりを活かして、様々な組織が連携・協力した、高齢者等の見守り活動の推進、見守り体制の確立を図ること。

「防犯活動、消防防災体制の充実・強化」

高齢者等の犯罪被害防止、災害・緊急時の支援など、地域における防犯活動の推進、消防防災体制の充実・強化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制の確立

地域住民、保健師や民生委員、見守り事業者など様々な主体による、地域における人と人とのつながりの強さを活かした高齢者等の見守り活動の更なる推進が望まれる。

また、見守り活動が有効に機能するためには、関係者・機関の緊密な連携が不可欠であり、そのための協力体制や実務レベルでのネットワークの構築を早急に進める必要がある。

<施策展開例>

- ・関係機関によるネットワークの構築
- ・携帯電話などの情報通信機器の活用
- ・見守り活動参加事業者の拡大
- ・様々な主体が連携した見守り活動の支援 等

② 高齢者等の犯罪被害防止のため関係機関が連携・協力した防犯活動の推進

情報が少なく相談相手もない高齢者等は、犯罪への不安を抱いており、警察はもとより、地域住民による見守りも含め、関係機関が連携・協力した情報提供や啓発活動、高齢者等が相談しやすい環境の整備など、犯罪被害に遭わない社会づくりを進める必要がある。

<施策展開例>

- ・高齢者等への情報提供、啓発等の取組みの強化
- ・高齢者等が相談しやすい環境の整備 等

③ 消防防災組織の確立、災害時対策の強化等、地域の消防防災体制の強化

過疎・高齢化等により、地域の消防防災組織が弱体化してきており、消防団員の確保や自主防災組織の整備を進めて、関係組織が連携して円滑な消火・救助活動等が行えるよう、地域の実情に合った消防防災体制の充実・強化を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・消防団員の確保や自主防災組織の整備等、地域の実情に合った消防防災体制の確立
- ・中山間地域特有の災害や危険に対する備えの強化 等

④ 災害・緊急時における地域ぐるみでの高齢者等のサポート体制の確立

独居の高齢者や高齢者世帯など、災害・緊急時における要援護者に関する情報の把握や、緊急連絡体制、避難救助体制の確立など、非常時に地域ぐるみで高齢者等をサポートする仕組みづくりを推進する必要がある。

<施策展開例>

- ・独居高齢者等、要援護者の連絡・避難体制の確立 等

※「消防防災体制の充実・強化」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

6 買い物弱者支援について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、身近なスーパーや小売店等の閉鎖により、生活必需品の確保にも支障をきたす買い物困難地域が拡大し、交通が不便な地域の車を持たない高齢者など、日常的な買い物もままならない、いわゆる「買い物弱者」「買い物難民」が急増している。
- ・一部の地域で移動販売等の買い物支援サービスが提供されているものの、事業の採算性、利用者の利便性等の課題を抱えており、住民の買い物機会の確保、利便性の維持・向上は、中山間地域における喫緊の課題となっている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「買い物の機会の確保、利便性の維持・向上」

買い物困難地域における生活必需品等の日常的な買い物機会の確保、利便性の維持・向上を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化

移動販売事業は、車両購入費や維持管理費の負担、人口減少による利用者の減等により、新規参入や事業継続が困難な状況にあり、サービスの維持・拡大のためには、更なる公的支援の強化が必要である。

<施策展開例>

- ・維持管理経費への助成など、既存支援事業の充実 等

② 地域の実態に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進

買い物の支援には、外出（買い物ツアー等）、配達（個別配達等）、巡回（移動販売等）、代行（買い物代行等）、店舗経営（集落コンビニ等）など様々な手段があり、地域ニーズや実情に応じた多様な買い物サービスの展開を推進する必要がある。

<施策展開例>

- ・移動販売、宅配、買い物代行、買い物ツアー等への支援
- ・地域での店舗経営の取組の推進 等

③ 移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進

一部の移動販売事業者により、病院と連携した健康相談や高齢者独居世帯への声掛け、安否確認等の取組みが行われ、地域医療や見守りの推進に寄与しており、今後このような買い物事業者による複合的なサービス提供の拡大が期待される。

<施策展開例>

- ・移動販売と医療機関等との連携（モデルケースの構築・支援） 等

④ 買い物を中心とする多機能の複合拠点づくりの推進

買い物を中心に、医療・福祉、交通、産業、金融、交流等の多様なサービスを提供する、多機能の複合拠点づくりを進めることにより、地域住民の利便性の向上や地域の活性化につながると考えられる。

<施策展開例>

・地域の多機能複合拠点づくりの取組への支援 等

※「買い物の機会の確保」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

7 集落機能の維持、集落活動の担い手について

(1) 集落活動の担い手について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、過疎化・高齢化により、地域づくりの担い手や推進役の高齢化が進み、地域の次代を担うリーダー人材の不足が顕著となっている。
- ・集落支援員の配置など外部人材の導入も含め、地域づくりの担い手や推進役となる人材の確保・育成が急務であり、また、地域リーダー等の活動をサポートする組織体制づくりも求められている。

【施策の重点ポイント】

以上を踏まえて、次期対策においては、特に次のとおり重点的に取り組むべきと考える。

「地域づくりの核となる組織の設置とネットワークの構築」

集落支援員や地域リーダーを支えるサポートセンター機能の創設と、関係機関等のネットワーク化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 集落支援員等の計画的配置

地域づくりのリーダーとして、国の支援制度を活用した集落支援員など、支援が必要な地域へのコーディネーター人材の計画的な配置を促進する必要がある。

<施策展開例>

- ・支援を要する地域への集落支援員の計画的な配置 等

② 地域組織のリーダー等を育成するための様々な研修の提供

地域づくりを担うリーダーやリーダー候補者の継続的な養成のため、マネジメント力、教育力、経理・会計など、多様な研修・講座の開設・提供を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・まとめ役、つなぎ役、仕掛け役、会計担当等の役割に応じた講座の開設
- ・NPOやサポートセンター等との連携 等

③ 地域づくりをサポートするセンター機能の設置とネットワークの構築

地域づくりに関する専門的な相談・支援や、リーダー養成のための研修企画等を行い、地域づくりを総合的にサポートするセンター機能の創設を検討する必要がある。

サポートセンターを中心に、高等教育機関、市町村、自治組織、地域リーダー等、関係機関・組織等のネットワーク化を図り、連携・協力体制を構築することも重要。

<施策展開例>

- ・大学や専門機関を中心に、分野を横断して地域リーダーや集落支援員等を支援する「サポートセンター」の設置
- ・分野を横断した幅広いニーズに応える広域ネットワーク化への支援 等

(2) 集落機能の維持について

【現状・課題】

- ・中山間地域では、過疎・高齢化の進展による集落規模の縮小により、単独では集落機能を維持し、集落活動を継続することが困難な地域も増加してきている。
- ・地域における住民の自立した生活を確保するための、集落を越えた連携・協力の取組みや、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりの推進が課題となっている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「広域的運営組織による地域づくりの推進」

複数集落にまたがる広域的な運営組織の活動を支援し、新たな単位での地域づくりを推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 広域的運営組織の立ち上げ促進と活動支援

集落単独での活動が困難な地域では、新たな地域づくりの範囲として、旧村や公民館区、小学校区単位の、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりを支援し、集落独自の営みと広域的な取組みの二重構造による地域運営を推進する必要がある。

<施策展開例>

- ・複数集落にまたがる地域運営組織の設立・活動の支援
- ・組織の立ち上げ、仕組みを構築するためのコーディネーターの設置 等

② 広域的な活動を支援する体制づくり

小規模なグループ同士の集落を越えた連携の取組など、広域的な地域づくり活動を推進するための、組織間の仲介や調整、ネットワーク化を支援する体制も必要。

<施策展開例>

- ・ネットワークの仲立ちやボランティアの組織化等の支援 等

③ 地域のコミュニケーションの場づくりへの支援

既存施設の活用も含めて、地域住民等が気軽に集えるコミュニケーションの場を設置し、学生やボランティア等も含めた、交流や支え合いの拠点づくりを推進する必要がある。

<施策展開例>

- ・大学等が地域や集落と継続的に連携していくための地域拠点づくり
- ・福祉施設等の既存施設の活用も含めた地域住民等の交流の場づくり 等

(3) 移住・定住の促進について

【現状・課題】

- ・ 中山間地域における集落活動の担い手の確保、集落機能の維持を図るため、地域外からの移住・定住者を獲得して、集落の人口減少を抑制し、地域の活性化につなげていくことも重要な課題となっている。
- ・ 大震災を契機とした価値観の変化や、田舎暮らしやスローライフ志向が高まる中、中山間地域は、移住定住先として大きな可能性を秘めており、鳥取県を移住定住先として選んでいただくための、きめ細かい基盤整備が求められている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「中山間地域への移住・定住の促進」

地域における人口減少を抑制し、集落活動の担い手を確保するため、移住定住者の拡大を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 移住定住に関する相談体制の充実、情報発信の強化

移住定住者の拡大を図るため、定住カルテの作成等の取組を進めるとともに、相談窓口機能の強化や効果的な情報提供など、相談体制の充実、情報発信の強化を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・ 「基礎定住圏」の設定、定住カルテの作成（地域ごとに定住目標を共有し、総合的に定住要件を点検）
- ・ 移住定住に関する専任相談員の設置 等

② 移住定住のための住居確保への支援等、受入体制の強化

公営住宅や空き家等の不動産情報の提供、住宅取得への助成など、住居確保への支援をはじめとする、移住定住希望者の受入体制の整備を図る必要がある。

<施策展開例>

- ・ 空き家や耕作放棄地の活用 等

③ 農業をはじめとする移住定住者の就労支援の強化

就職情報の提供や就職相談の実施、中山間地域での起業や就業への支援など、移住定住希望者の就労に対する支援を強化する必要がある。

<施策展開例>

- ・ 就農目的の移住者への支援強化
- ・ 医療・介護分野等への就労の促進 等

※「移住・定住の促進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

8 伝統文化の継承について

【現状・課題】

- ・ 中山間地域には、歴史と風土の中で育まれた貴重な伝統行事や伝統芸能、文化財等が多数存在するが、伝統文化に対する理解や認識の低下、過疎高齢化による担い手不足等により、地域の伝統文化を維持・継承することが困難な状況が生じている。
- ・ 郷土に伝わる伝統文化等の価値を再認識するとともに、これらを維持・存続し、次世代に継承していくための取組みを推進し、個性豊かな地域づくりを展開する必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域固有の伝統文化の保存・継承」

情報発信等による伝統文化への関心の向上や人材育成など、様々な手段により地域の伝統文化の保存・継承を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域の伝統文化を県内外に情報発信するPR活動の支援

地域の伝統文化等の素晴らしさを広く知ってもらうため、披露の場の創設や冊子等での紹介など、県内外に情報発信を行う取組みを支援する必要がある。

< 施策展開例 >

- ・ 子供たちへの情報発信の場の創設
- ・ 地域の史跡巡りルートの開発
- ・ データベース化や書籍化による情報発信 等

② 学校教育との連携による伝統文化の継承

大学等も含めた学校教育現場と連携して、地域の伝統文化を学校の授業や郷土学習等に積極的に取り入れることにより、子ども達への伝統文化の継承や、次代の担い手の確保に繋げていく必要がある。

< 施策展開例 >

- ・ 大学等も含めた学校の授業への取り入れ
- ・ 郷土学習という形での学習機会の創設
- ・ 食育の推進等による豊かな食文化の伝承 等

③ 地域固有の伝統文化を保存・継承するための取組の支援

伝統文化の掘り起こしや復活運動、保全活動など、地域固有の貴重な伝統文化を保存・継承するための取組みに対する支援を拡大する必要がある。

< 施策展開例 >

- ・ 中山間地域の「匠」や「宝」の掘り起こし
- ・ 備品等の修繕・購入への助成も含めた、保存・継承のための取組に対する支援強化
- ・ 文化財指定等による継承の検討 等

9 産業の振興について

(1) 生産から販売までの体制強化について

【現状・課題】

- ・中山間地域には、特産品づくりなどに取り組む小さなグループが多数存在するが、共通して販売ルートなどに課題を抱えており、また、食品加工においては様々な規制が足かせとなり、活動が制限されるケースもある。
- ・中山間地域における多種多様な地域資源を強みとして、産業振興や地域の活性化に結びつけることが必要であるが、必ずしも売れるものづくりに結びついていない。
- ・以上から、市場ニーズのマーケティングに基づいた特産品づくりや消費者とのつながりなどをコーディネートするための専門人材の配置などが求められている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「販売面における支援体制の強化」

農林業等の販路拡大や市場性を高めるための支援体制の強化を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築

特に、零細で高齢の農業者が中心となった中山間地域での特産品づくりでは販路の確保が難しく、産業化を図るためには、集出荷を含めた販売面での支援体制の強化が必要。

<施策展開例>

- ・小ロットの特産品の集荷販売支援
- ・販売ルート開拓のための支援
- ・総合的なマーケティング機能・組織づくり 等

② 生産者が生産しやすい環境づくり

食品加工製造における規制が厳しく、加工場の確保に苦勞している実態があることから、食品衛生法等の規制緩和が必要である。

<施策展開例>

- ・加工品の製造販売における規制緩和 等

③ 市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現

中山間地域の資源を活用した特産品づくりにおいて、マーケティングの専門人材により市場ニーズに合った売れるものづくりを行うことが重要であり、また、農産物の販売においても、他にはない鳥取独自の方法を開拓するなどの取組が必要である。

<施策展開例>

- ・マーケティング等の専門人材による特産品づくり
- ・兼業農家を巻き込んだ特産品の創出、直売所の充実
- ・生産者と消費者の繋がりを大切にした独自方式（「鳥取方式」）の開拓による直売、契約販売、オーナー制度等の充実 等

(2) 新たな産業の創出について

【現状・課題】

- ・農林業等、商工業、観光等が縦割りとなっており、中山間地域の地域資源が十分に活用できていない。
- ・都市部から人を呼び込むための仕掛けが必要だが、戦略を練るための情報交換の場が不足している。
- ・加工施設、直売所、農家レストラン等の施設整備が遅れている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「中山間地域ならではの農林業と多様な分野との連携の推進」

中山間地域の豊かな自然環境等を活用した、農商工だけでなく、健康等をキーワードとした連携の推進を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 地域資源を活用した農林業と多様な分野との連携の推進

中山間地域ならではの豊かな森林資源や農林産物、水などと、健康や環境などを結びつけた「農・観光連携」や「農・環境連携」などの取組を推進していく必要がある。

<施策展開例>

- ・環境や健康、観光等と農林業との連携支援 等

② 農商工連携等の推進に係る一体的な取組体制の確立

特定エリア内での総合的な戦略の下で、農・商・工が一体的に結びついていくような体制整備が必要である。

<施策展開例>

- ・連携する各団体等の縦割りの解消対策
- ・中山間地域の特徴を活かした戦略を練るための意見交換、情報交換の場の創出
- ・「観光」を軸とした小エリア内での連携による商品開発支援 等

③ 特産品の生産販売を促進するための施設整備

農商工連携や6次産業化の推進に伴い、加工施設や販売施設の整備が必要となっている。

<施策展開例>

- ・タケノコや柿等の特産品を使用した加工品を製造する加工施設の整備
- ・農産物や加工品の販売施設整備 等

④ 中山間地域における小規模な事業の創出のための支援

中山間地域の資源を活用した商品開発と、それを開発から流通までコーディネートする人材の配置が必要である。

<施策展開例>

- ・県内各地の名水の商品化
- ・資源の掘り起こしとそれを商品化に繋げる人材の配置 等

(3) 就業の場の確保について

【現状・課題】

- ・中山間地域では都市部に比べて就業の場が圧倒的に不足しているが、不況の影響もあり、企業誘致は困難な状況にある。
- ・逆に、中山間地域に立地していた企業が撤退または廃業するなど、地域の雇用の機会が縮小しているのが現状である。
- ・森林保全の担い手育成など、農林水産業での就業の場を創出するための施策、県内企業の活性化や地元からの起業支援が必要である。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「農林業における雇用創出の仕組みづくり」

森林資源等を活用した中山間地域における新たな雇用の創出を図ること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 農林業における雇用創出の仕組みの検討

森林保全や新エネルギーなどを雇用創出に繋げる方策、木や竹などの森林資源を利用した伝統文化の見直し、農林業後継者を育てるための地域の受け皿づくり、地元木材を積極的に使用するような仕組みづくりなどが必要である。

<施策展開例>

- ・大々的な森林保全による雇用の創出の検討
- ・農業後継者の就農支援に係る農業法人等との連携推進
- ・林業の担い手育成確保対策
- ・伝統工芸品等の職人の再評価に繋げる取組
- ・木材の安定的な消費の仕組みづくり 等

② 中山間地域における誘致活動の推進

中山間地域に立地するメリットのある業種への誘致活動や、中山間地域の農林産物を活用した新たな産業の起業支援が必要である。

<施策展開例>

- ・水など中山間地域のメリットを生かした企業誘致
- ・誘致企業との連携による6次産業の起業支援 等

③ 県内企業の活性化と地元からの起業支援

現在県内に立地している企業に対する支援策の強化と地元からの起業を促進する施策が必要である。

<施策展開例>

- ・雇用や設備投資に対する支援策の強化 等

(4) コミュニティビジネスの推進について

【現状・課題】

- ・ 中山間地域では、都市部に比べて、地域で生活するための様々なサービスが不足しており、こうしたサービスを提供する小規模なビジネスの拡大を支援していく必要がある。
- ・ また、地域の住民グループ等による、地域資源を活用した特産品づくり、農家レストラン等の取組みを支援し、地域の活性化につなげていく必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の維持・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進」

地域の維持・発展に貢献するコミュニティビジネスの起業や事業拡大、分野を横断した取組を推進・支援すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

- ① 地域の維持・発展に貢献するビジネス（コミュニティビジネス）に対する支援
中山間地域に不足するサービスの提供や、地域資源を活用した特産品づくりなど、地域の維持・発展に貢献するビジネスを支援するとともに、人材を育成していく必要がある。

< 施策展開例 >

- ・ 地域への貢献度の高いコミュニティビジネスへの支援の強化
- ・ コミュニティビジネスに取り組む人材の育成支援（情報提供、研修等） 等

※「コミュニティビジネスの推進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

(5) 再生可能エネルギーの導入について

【現状・課題】

- ・世界的な再生可能エネルギーへの転換の機運が高まる一方で、中山間地域にある豊富な水資源や木質バイオマスなどの活用が求められている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「再生可能エネルギーの導入・利活用の推進」

豊かな自然環境等を活用した、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

耕作放棄地、森林など、中山間地域の未利用資源を活用し、小水力発電などの新エネルギーの開発を推進する必要がある。

<施策展開例>

- ・環境にやさしい電力供給として小水力発電（マイクロ発電含む）や木質バイオマス発電の開発・運用の推進 等

※「再生可能エネルギーの導入」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

10 他地域との交流促進について

【現状・課題】

- ・豊かな自然環境などの中山間地域の資源を活かした都市部等の他地域との交流の取組みは、中山間地域の活性化の一方策として期待されているが、今のところ一部の地域や一過性の交流にとどまっている。
- ・体験的要素を取り入れたツーリズムや教育旅行へのニーズが高まる中、他地域との多様な交流を積極的に進めることにより、地域に活力が生まれるとともに、中山間地域の公益的な価値に対する理解を深めることが期待される。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興」

グリーンツーリズム等、中山間地域の資源や特性を活かした各種ニューツーリズムの取組を推進すること。

※ニューツーリズム：従来型の観光旅行に対して、テーマ性を強く打ち出し、人や自然とのふれあいなどの要素を取り入れた、体験型、滞在型の新しい形の旅行（出典：「Japanknowledge」を参考）

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 中山間地域の特性を活かしたニューツーリズムの取組の推進

森林等の豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムなど、中山間地域の特性や地域資源を活用した、各種ニューツーリズムの取組を積極的に進める必要がある。

人とのふれあいや豊かな自然・食など、地域の魅力を活かしたメニューの組立て、都市住民のニーズ把握やマッチング等を担うコーディネート機能の確立が重要となる。

<施策展開例>

- ・グリーンツーリズム等の取組の支援
- ・マッチングに係るサポートセンター機能を果たす組織の設置検討
- ・空き家の活用による外来者受入れ体制の整備
- ・交流事業に取り組む企業と地域との仲介 等

② 交流事業に関する県内外への効果的な情報発信

メディアや来訪者自身が情報発信する仕組みなど、様々な広報媒体の活用により、都市等との交流事業を効果的にPRし、中山間地域の魅力や公益的な価値を広く県内外に情報発信することも必要。

<施策展開例>

- ・様々な広報媒体の活用によるPR活動の支援 等

※「ニューツーリズムの振興」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

1.1 都市部との共生について

【現状・課題】

- ・豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と、高度な医療、人材、産業などを有する都市部とが、互いの機能や特性を理解し、棲み分けや相互補完を図ることが期待されるが、まだ十分な連携・協力が図られていない状況にある。
- ・中山間地域と都市部地域との協定締結等により、相互に連携・協力を図り、中山間地域と都市部との共生、均衡ある地域づくりを推進していく必要がある。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「中山間地域の特性を活かした都市部との共生」

パートナーエリア協定の締結など、中山間地域の特性を活かした都市部との共生を推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 中山間地域と都市部との協定締結による交流・共生の推進

都市部との共生の推進策として、パートナーエリア協定により、中山間地域と都市部の地域とが相互交流や災害時支援等に関する協定を締結する取組を促進する。

<施策展開例>

- ・パートナーエリア協定の促進 等

② 中山間地域の特性を活かした都市部との連携・協力の推進

中山間地域のモニターツアー等、都市住民による地域の魅力や価値の発見・検証を行い、中山間地域への理解を深めることにより、都市部との連携・協力の取組を推進する。

<施策展開例>

- ・都市住民による中山間地域の魅力の発見、活用法の検証 等

1 2 公益的機能の維持・増進について

【現状・課題】

- ・山林の荒廃や耕作放棄地の増加に伴い、鳥獣被害が里山にまで及ぶようになり、そのことが営農意欲の低下を招き、更に山林や農地の荒廃を招くという悪循環となっている。
- ・農林地の荒廃などにより、中山間地域の豊かな自然が失われつつあるだけでなく、農林地がこれまで果たしてきた治山、治水等の環境保全機能が弱まっている。
- ・一方で、猟友会の高齢化が進んでおり、有害鳥獣駆除の専門人材確保も課題となっている。
- ・森林保全については、山林の複雑な所有形態や不在地主の増大などにより、個人や集落単位での管理に限界を生じている。

【施策の重点ポイント】

上記現状・課題を踏まえて、次期中山間地域対策の重点ポイントは次のとおりと考える。

「里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進」

鳥獣被害対策や農林地保全対策の強化により里山整備を推進すること。

【施策展開の方向性】

上記の現状・課題及び施策の重点ポイントを踏まえて、以下の施策展開が必要と考える。

① 有害鳥獣による農作物等への被害防止対策の強化

鳥獣被害防止対策は、農林家のみでは難しくなっていることから、都市部からのボランティア等の活用や専門人材の育成、配置が必要である。

< 施策展開例 >

- ・有害鳥獣駆除の専門人材の育成
- ・ボランティア等を活用した対策実施の推進 等
- ・効果的な防止対策の普及・支援
- ・食材としての鳥獣肉の活用の検討 等

② 県民や民間企業等が協働・連携した森林保全対策の推進

高齢化と後継者不在の現状では、個人や集落単位での管理には限界があることから、企業のCSR活動との連携や森林組合などへの管理委託などの取組を推進するとともに、公益的機能の重要性と森林保全の必要性を都市部の住民に伝える必要がある。

< 施策展開例 >

- ・企業のCSR活動との連携等を通じた公益機能維持の取組の推進
- ・水源のかん養等の公益的機能のPRを通じた維持活動の強化
- ・地域の森林づくりの中心となるフォレスト（森林保全の全体的な調整役）の体制づくり
- ・放置された竹林の拡大防止や竹材の利用拡大など竹林対策の強化 等

③ 集落環境の維持保全の推進・支援

高齢化、過疎化により、道路や水路などの集落環境の維持が困難となっていることから、行政やボランティアによる支援の必要性が高まっている。

<施策展開例>

- ・水路や道路を含めた集落環境の維持管理を行う人材の確保
- ・生活環境に悪影響を及ぼす不法投棄への対策強化 等

※「里山整備の推進」については、現行条例に特段の記述がないため、新たに条例に盛り込むべき事項と考える。

ま と め

I 特に重視すべき視点、キーワードについて

以上、次期中山間地域対策として重点的に取り組むべき施策について、項目毎に整理してきたが、まとめとして、今後の施策展開に当たって特に重視すべき視点、各分野に共通するキーワードについて記述する。

(1) 「安全・安心」の確保が急務

中山間地域の中でも、特に過疎化・高齢化が進む山間奥地等の小規模高齢化集落では、集落機能が著しく低下し、集落の維持・存続さえ危ぶまれる地域も存在する。

また、独居の高齢者や高齢者のみの世帯など、サポートの必要な高齢者等が、今後更に増加していくことも予想される。

こうした集落の住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、交通手段や買い物機会の確保、保健医療・福祉の充実など、「安全・安心な生活環境の確保・充実」が喫緊の課題であり、そのための取組を早急かつ強力に展開する必要がある。

(2) キーワードは「多機能・複合化」

中山間地域における地域づくりは、対象となるエリア・人口の規模が小さいこと等から、単独の事業主体による個別のサービスを継続していくことは、採算性、効率性等の面から困難を生じるケースが少なくない。

一方、移動販売と医療機関との連携が良い相乗効果を生み出している等の事例もあり、今後は、いかに分野を越えた複合的な取組を展開できるかが一つのポイントとなる。

限られた資源やマンパワーを有効に活用した、分野を横断した連携・協力や、小規模な事業を組み合わせた複合的なサービス展開、様々な機能を一か所に結集した多機能の拠点施設づくりなど、「多機能・複合化」の取組を推進・支援していく必要がある。

【多機能・複合化の取組例】

- ① デイサービス送迎車等の福祉車両による買い物送迎など、個別のサービスの垣根を越えて交通資源を有効活用した生活交通体系の確立
- ② 移動販売車に病院の看護師が同行しての健康相談の実施や、移動販売事業者による高齢者独居世帯への声掛け、安否確認等の見守り活動
- ③ 郵便配達やコンビニ車両の空荷を有効活用して、地域の高齢者が生産した農産物等を運送するサービスなどの取組
- ④ 地域の空き屋等を活用し、子どもから高齢者までの多世代が気軽に集まり、学びや遊び、交流や支え合いが行える複合的なコミュニケーションの場づくり
- ⑤ 地域住民、移動販売事業者、新聞配達員、宅配業者、保健師、民生委員等、多様な主体が連携・協力した高齢者等の見守り体制づくり
- ⑥ 買い物、病院、食堂、銀行、産直市、交流サロン等の機能が集積し、商業、福祉・医療、産業、交流等の多機能サービスを提供する地域の複合拠点づくり
- ⑦ 中山間地域ならではの豊かな森林資源や農産物、水などと、健康や環境などを結びつけた農・観光連携や農・環境連携などの取組

(3) 「支え合い」の力を結集すること

中山間地域の一番の強みは、住民同士のつながりや人と人との絆の強さであり、この「顔の見える関係」による人的パワーを最大限に活かすべきである。

高齢者等の見守り活動をはじめ、今後の地域づくりにおいては、地域住民はもとより、NPOやボランティア、企業など、様々な主体による「支え合い」を基本に取組を進め、その活動を行政が強力にサポートしていくことが大切である。

また、人口が少ないが故の、少人数での手厚い学校教育、きめの細かい福祉サービスや医療ケアなど、中山間地域の弱みを逆手に取った打ち出し方も重要な視点である。

(4) 豊かな「地域資源」を活かすこと

中山間地域の魅力は、豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源の存在にあり、加えて、人と人とのふれあいや地域のまとまりの良さも、一つの重要な資源であると言える。

この「地域資源」を十分に活かした地域づくりを行うことが重要であり、教育・子育て、移住定住、産業振興、エネルギー、都市交流など、様々な分野で、中山間地域ならではの特色のある取組を推進していくことが期待される。

(5) 地域づくりの「主役は地域住民」

中山間地域の振興には、行政をはじめとする関係機関等による支援が不可欠であるが、一方で、地域づくりの主体は「地域住民」であることを忘れてはならない。

地域住民の主体的な意志や内発力なくしては、持続的な地域づくりは実現不可能であり、行政主導ではなく、地域自らが考え、地域が主体的に行う取組を行政が支援するという基本的なスタンスを守ることが肝要である。

また、地域の主体的な取組を進めるには、それを担う人材の確保・育成が必須であり、住民自らが地域の良さを再認識し、誇りを持って地域づくりに取り組めるよう、継続的な人づくり、人材育成を行うことが大切である。

II 条例の見直しについて

各項目でも記載したが、次期中山間地域対策として、重点的に取り組むべき施策のうち、次に掲げるものは、現行条例に特段の規定が無い、又は新たなキーワードとなる事項であり、条例に反映すべき事項と考える。

【条例見直し項目（条例に反映すべき事項）】

- ・ 消防防災体制の充実・強化
- ・ 買い物の機会の確保、利便性の維持・向上
- ・ 中山間地域への移住・定住の促進
- ・ 地域の維持・発展に貢献するコミュニティビジネスの推進
- ・ 再生可能エネルギーの導入・利活用の推進
- ・ 地域の特性を活かしたニューツーリズムの振興
- ・ 里山整備（鳥獣被害対策等を含む農林地の保全）の推進

Ⅲ 最後 に …

中山間地域は、地域住民の生活の場としてのみならず、防災、水源のかん養、食料の供給、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有し、都市部の住民の安全・安心な生活にも大きく寄与する重要な地域である。

中山間地域を取り巻く状況は非常に厳しいが、一方で、中山間地域には、都市部にはない人、自然、歴史、文化などの貴重な資源が存在し、また、規模が小さいが故の小回りの効くきめの細かい取組も可能である。

これからの中山間地域の振興には、地域の強みを活かし弱みを逆手に取った、地域独自の取組が重要であり、地域住民や関係機関、行政等が協働連携した“攻め”の取組の積極的な展開が必要である。

住民が地域に誇りを持って生き生きと暮らせる、活力のある中山間地域の実現が図られるよう、人づくりと感動をもって、都市部の住民と一体となった今後の取組に期待するものである。

中山間地域振興条例に係る施策展開の方向性



○印は条例に反映すべき事項

次期中山間地域対策検討懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号。以下「条例」という。）附則2の規定により、条例第8条に基づき設置した各地区中山間地域振興協議会の取組及び行政施策についてその成果を総合的に検証し、山間集落实態調査の結果等を踏まえ、条例改正の是非及び次期中山間地域対策について検討を行うため、次期中山間地域対策検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、鳥取県の中山間地域振興に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 条例に規定する各条項の内容に関すること。
- (2) 次期中山間地域対策として取り組む施策に関すること。
- (3) その他中山間地域振興を推進するため必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから鳥取県企画部長（以下「企画部長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験
- (2) 民間代表
- (3) 行政代表

3 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。

4 懇談会に、専門の事項を検討するための部会を置くことができる。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(会議)

第5条 懇談会は、企画部長が招集し、座長が議長となる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、鳥取県企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

次期中山間地域対策検討懇談会委員名簿

| 所 属 等 | 職 名 | 氏 名 | 地域 づくり 部会 | 安全・ 安心 部会 |
|--------------------------|-------------|-------|-----------------|-----------------|
| 鳥取大学 | 副学長 | 細井 由彦 | ○ | ○ |
| 鳥取環境大学 | 教 授 | 北崎 寛 | ○ | ○ |
| 島根県中山間地域研究センター | 研究企画監 | 藤山 浩 | ○ | ○ |
| とっとり地域連携・総合研究センター | 主任研究員 | 倉持 裕彌 | ○ | ○ |
| 扇の里村づくり推進委員会 | 会 長 | 谷口徳五郎 | ○ | |
| 大江ノ郷自然牧場 | 代表取締役 | 小原利一郎 | ○ | |
| 竹田地域協議会産業振興部 「ざっこの会」 | 代 表 | 岩世 黎子 | ○ | |
| 元 米子市保険年金課長 | | 星野 好子 | ○ | |
| 美用レディース加工グループ | 代 表 | 川上 幸恵 | ○ | |
| 智頭町社会福祉協議会 | 事務局長 | 津田 英樹 | | ○ |
| 江府町地域包括支援センター | センター長 | 藤森 史子 | | ○ |
| 前 鳥取県警察本部 生活安全部総括参事官 | | 藤田 洋 | | ○ |
| 若桜町消防団 | 団 長 | 山根 勝 | | ○ |
| 特定非営利活動法人たかしろ | 理事長 | 高間 武人 | | ○ |
| 鳥取いなば農業協同組合 岩美支店営農経済課 | 課 長 | 河本 純一 | | ○ |
| 鳥取市中山間地域振興課 | 課 長 | 中村 晃 | ○ | ○ |
| 八頭町企画課 | 課 長 | 藪田 邦彦 | ○ | ○ |
| 三朝町企画観光課 | 課 長 | 松浦 弘幸 | ○ | ○ |
| 南部町企画政策課 | 地域振興 専門員 | 長尾 健治 | ○ | ○ |
| 日南町企画課 | 課 長 | 高見 正司 | ○ | ○ |
| 鳥取県企画部地域づくり支援局 | 局 長 | 岡崎 隆司 | ○ | ○ |

次期中山間地域対策検討懇談会の開催状況

| 開催日 | 区 分 | 会場 | 検討内容等 |
|---------------|-----------------------------------|----------|------------------------------|
| 5月27日 (金) | 全体会 | 県庁 | 条例・施策の現状把握等 |
| 7月12日 (火) | 第1回地域づくり部会 | 県庁 | 施策・事業の内容検討等 |
| 8月8日 (月) | 第1回安全・安心部会 | 県立図書館 | 施策・事業の内容検討等 |
| 8月31日 (水) | 県議会企画県土警察常任委員会との意見交換 (全体会) | とりぎん文化会館 | 現場から見た限界集落の課題と持続可能な支え合いについて |
| | 第2回安全・安心部会 | 県庁 | 施策・事業の内容検討等 |
| | 第2回地域づくり部会 | 県庁 | 施策・事業の内容検討等 |
| 10月3日 (月) | 第3回安全・安心部会 | 県庁 | 山間集落实態調査の結果報告 施策・事業の内容検討等 |
| | 第3回地域づくり部会 | 県庁 | 山間集落实態調査の結果報告 施策・事業の内容検討等 |
| 10月26日 (水) | 第4回地域づくり部会 | 県庁 | 条例見直し・次期対策の検討等 |
| 11月4日 (金) | 県議会企画県土警察常任委員会との意見交換 (安全・安心部会) | 県議会 | 条例見直し・次期対策に向けた安全・安心部会の検討状況 |
| | 第4回安全・安心部会 | 県庁 | 条例見直し・次期対策の検討等 |
| 11月8日 (火) | 県議会企画県土警察常任委員会との意見交換 (地域づくり部会) | 県議会 | 条例見直し・次期対策に向けた地域づくり部会の検討状況 |
| 11月17日 (木) | 全体会 | 県庁 | 検討結果とりまとめ等 |